

# 汐風通信

KANSAI UNIVERSITY of SOCIAL WELFARE

ちょうふうつうしん

2013 Number 48 特集

関西福祉大学汐風通信 No.48 2013年6月25日発行/関西福祉大学教育後援会  
〒678-0255 兵庫県赤穂市新田380-3 Tel.0791-46-2525 Fax.0791-46-2526

大学HP <http://www.kusw.ac.jp/> 教育後援会HP <http://www.kusw.ac.jp/kouenkai/index.html>

## 関西福祉大学 教育後援会

大学におかれましては、このような  
厳しい状況のもとではありますが、学  
長のリーダーシップのもと、各学部、事  
務局など、全学が一体となって、学部や  
学科の枠組みや教育内容の見直し、学

置かれています。  
から定員割れの状況が続いているとい  
うことで、今までにない、厳しい状況に

せん。  
特に、社会福祉学部は平成21年度  
から定員割れの状況が続いているとい  
うことで、今までにない、厳しい状況に

さて、昨今、少子化などの影響を受  
け、大学、特に、地方に所在する私立大  
学は学生募集の面で大変苦戦してい  
ます。関西福祉大学も例外ではありま  
せん。  
特に、社会福祉学部は平成21年度  
から定員割れの状況が続いているとい  
うことで、今までにない、厳しい状況に



## 平成25年度教育後援会 会長あいさつ

関西福祉大学  
教育後援会

会長 中丁 知子

みなさま、こんにちは。

平成25年度の教育後援会会長を務  
めることとなりました、中丁でござい  
ます。

本日、「ご入学されました、新入生の  
保護者の皆さまには、心よりお祝いを  
申し上げますとともに、本会へのご入  
会を歓迎いたします。

さて、昨今、少子化などの影響を受  
け、大学、特に、地方に所在する私立大  
学は学生募集の面で大変苦戦してい  
ます。関西福祉大学も例外ではありま  
せん。  
特に、社会福祉学部は平成21年度  
から定員割れの状況が続いているとい  
うことで、今までにない、厳しい状況に

置かれています。  
から定員割れの状況が続いているとい  
うことで、今までにない、厳しい状況に

後とも、本会への積極的なご支援・ご  
協力を賜りますようお願い申し上げます。

生支援の更なる充実、研究活動の活  
性化、社会連携や地域貢献活動の推  
進などに取り組まれております。  
本会といたしましては、このような  
大学の取り組みをバックアップし、学  
生の皆さんが安心して安定的に4年  
間学び、それぞれの目指す進路や目標  
が達成されますよう、また、本会の目  
的であります「関西福祉大学の教育振  
興」及び「大学と家庭の連絡の緊密  
化」を達成するため、平成25年度につ  
きまして、教育設備の充実や、福利  
厚生環境の改善・向上、進路・就職に  
関わる各種助成、国際交流活動・海外  
研修、クラブ・サークル活動への助成と  
いった教育振興事業を中心に、様々  
取り組みを今まで以上に積極的に勧  
めて参ります。

## 関西福祉大学教育後援会 平成25年度 事業計画

- 第1 全般**  
本会会則第2条に規定する、「大学と家庭との連絡の緊密化を図る」、「本学の教育振興に寄与する」という本会の目的を踏まえ、主として、教育設備・備品の整備・充実、学生福利厚生事業、図書館資料の購入、就職指導・支援、課外活動、海外研修などの教育振興のための事業への助成を実施する。  
併せて、大学が平成28年度に開学20周年を迎える際に実施する記念事業の在り方（検討組織、積立金使用に係る方針、大学・校友会（同窓会）との連携要領など）についての検討に着手する。

- 第2 事業区分ごとの実施計画（概要）**
- 1 会議  
(1)総会 4月5日(金)  
(2)委員会 第1回 4月5日(金)  
第2回 平成26年 3月上旬の土曜日午後を予定  
(3)役員会 第1回 平成26年 同上  
上記のほか、必要に応じて、役員会・委員会を開催する。

- 2 会報の発行  
第48号(6月中旬)、第49号(9月下旬)、第50号(12月中旬)を発行

- 3 教育懇談会(各学部ごと実施)  
(1)開催時期 10月下旬(大学祭1日目 10月26日(土)を予定)  
(2)開催要領 各学部ごとに実施  
(3)主な実施内容  
学部の概要説明、進路・就職の状況、(卒業生による)後輩へのメッセージ

- 4 教育振興事業等  
(1)教育設備・学生貸出備品購入支援  
正課内・外の教育環境の整備・充実、また、課外活動をはじめとする各種活動の充実、活性化のため、以下の支援を実施する。  
ア 学生用PCの購入、学生貸出備品の購入  
イ 情報処理室へのPC指導専門員の配置(毎日午後常駐)  
ウ 国家試験対策参考書購入のための助成  
エ 学生用コピー用紙・トナー等の消耗品の調達(図書館、演習資料室、情報処理室)  
オ 学生福利厚生等支援  
(2)学生福利厚生等支援  
学生の学習意欲・能率の向上、施設管理、学内環境の整備・充

- 実などに資するため、以下の助成を行う。  
ア 施設管理(学生食堂管理委託、体育館・厚生棟の夜間・休日施設業務)費用の助成  
イ 学内環境整備(中庭等花苗整備、講義棟南側の藤棚設置、講義棟周辺・中庭緑化)  
ウ 学生・職員協働による学生応援プロジェクト(平成24年度からの新規事業)  
以下の事業に係る助成を行う。  
(ア)「朝活」プロジェクト(国家試験受験及び恒常的な学習支援)夜間に偏りがちな学習時間、生活スタイルを改善するため、学生食堂で朝食を提供できる環境を整え、朝食に続いての効果的な学習への取り組みを促す支援(対象を4年次以外に拡大し、時期について国試直前の12月以外の実施も検討)  
(イ)新入生ウェルカム企画  
入学式直後に、学生が最も不安に感じる最初の1週間の大学生活について、上級年次生が説明、また、新入生同士が顔見知りをつくり、増やし、学生生活を少しでも安心してスタートできるように支援を実施

- (3)図書館資料購入支援  
大学の教育・研究の充実を支援するため、以下の図書館資料購入のための支援を実施する。  
ア 授業の参考となる図書  
イ 国家試験対策、就職対策関連図書  
ウ 学術・一般雑誌  
エ 上記に係る学生リクエスト図書  
(4)就職指導助成  
学生の就職活動、大学が実施する就職指導・支援をバックアップするため、以下の各種支援施策への助成を行う。  
ア 就職支援セミナー、就職ガイダンス、論文講座、マナー講座  
イ 学内企業説明会、実習病院就職相談会、卒業生との相談会  
ウ 教員採用試験対策講座、幼保採用試験直前対策講座、企業就職採用試験対策講座  
エ 一般常識・学力テスト、教員採用試験公開模試  
(5)実習交通費補助(社会福祉士・看護師ほか)  
実習に伴う経済的負担の軽減に資するため、支援交通費・宿泊費等の助成を行う。  
(6)研修費助成(研修先の変更 スウェーデン⇒スリランカ)  
国際交流・研修事業の推進に資するため、「教育後援会研修等助成に関する規程」に基づき、スリランカ研修に係る費用の助成

- を行う。  
変更理由:①見学・視察中心の研修から、「実体験を通して経験を積む」機会への移行  
②研修の目的を「国際医療福祉開発」、キーワードを「貧困対策」とする。そのため、医療・福祉が未成熟な国・地域において、現状の理解と支援の実際を学ぶ機会が得られるようにした。

- (7)演習・コミュニケーション助成支援  
学生と担当教員との交流を通して、アカデミック・アドバイザー制度における教育・指導効果の向上を図るため、懇談・懇親費用の助成を行う。  
(8)課外活動助成  
課外活動の充実・活性化、各団体の顧問・指導者と学生及び学生同士の親睦を図ることを目的として、以下の助成を行う。  
ア 全国規模の大会参加の激励のための懸垂幕の作成及び激励金の贈呈  
イ 課外活動に必要な備品・消耗品の補充  
ウ 課外活動指導助成(部員数に応じた懇談・懇親費用の助成)

- (9)学外指導費等助成  
学生の技量向上に資するため、学外指導者を委嘱している以下の団体に対して、各指導者への年間指導費、試合などの際の学外指導費の助成を行う。  
剣道部、硬式野球部、茶道部、華道部、吹奏楽部、男子バレーボール部  
(10)緊急奨学金の給付  
家計急変等の理由により学費等の支弁が困難となった学生に対して、「関西福祉大学教育後援会緊急奨学金給付規程」に基づき、緊急奨学金を給付する。

- (11)卒業記念事業助成  
学生組織である卒業準備委員会を支援するため、卒業アルバム作成、卒業記念パーティー(学部別)の開催に係る助成を行う。

- 5 20周年(平成28年度)事業に向けての積立  
100万円の積立を実施(平成19年度～7年度)

- 6 その他  
(1)弔慰金、火事お見舞い  
(2)学研災付帯学生生活総合保険の加入案内

## 平成25年度 関西福祉大学教育後援会予算書

自平成25年4月1日  
至平成26年3月31日

収入の部	項目	本年度予算	前年度予算	増減	摘要(単位:円)
	会費収入	31,110,000	32,380,000	△1,270,000	入会金(10,000円×228) 年会費(30,000円×961)
	前年度繰越金	8,592,280	10,898,515	△2,306,235	
	雑収入	0	0	0	事務手数料、寄付金
	利息	0	0	0	
	計	39,702,280	43,278,515	△3,576,235	

支出の部	項目	本年度予算	前年度予算	増減	摘要(単位:円)
	1. 会議費	300,000	400,000	△100,000	委員会等会議費
	2. 交通費	200,000	200,000	0	委員会・教育懇談会出席に伴う交通費等
	3. 印刷費	150,000	300,000	△150,000	教育懇談会等案内状印刷ほか
	4. 通信費	500,000	700,000	△200,000	会報および委員会等案内状発送
	5. 会報作成費	800,000	900,000	△100,000	会報作成
	6. 教育振興費	30,800,000	33,000,000	△2,200,000	教育設備・学生貸出備品購入(PC環境への助成ほか) 4,400,000 学生福利厚生(施設整備他) 7,000,000 図書購入費 4,500,000 就職指導助成(模擬テスト・一般教養講座ほか) 2,500,000 実習交通費補助 2,600,000 研修助成(学生及び教職員の海外研修) 2,500,000 演習・コミュニケーション助成 1,800,000 課外活動助成(各部への助成) 1,500,000 学外指導助成(学外指導者への謝礼ほか) 2,500,000 緊急奨学金(給付) 1,500,000
	7. 卒業記念費	5,200,000	6,000,000	△800,000	卒業アルバム・記念事業補助
	8. 雑費	300,000	300,000	0	文房具・消耗品購入、弔慰金
	9. 二十周年積立金	1,000,000	1,000,000	0	別表
	10. 予備費	452,280	478,515	△26,235	
	計	39,702,280	43,278,515	△3,576,235	

## 関西福祉大学教育後援会 周年行事積立金

20周年記念行事積立金特別会計			
10周年記念事業残金繰越金		122,282	
中国銀行	積立年度	H19年	1,000,000
		H20年	1,000,000
		H21年	1,000,000
		H22年	1,000,000
		H23年	1,000,000
		H24年	1,000,000
		H25年	1,000,000
定期利息			13,551
利息			—
計			7,135,833

# 学長あいさつ

関西福祉大学  
学長 安井 秀作



ご子女のご入学、誠にありがとうございます。改めまして、お祝と本学をお選びいただきましたことに、深く、感謝いたします。

教育後援会の皆様方には、平素から、本学の教育・研究活動に多大なるご支援をいただきありがとうございます。に対し、大学を代表いたしましたし、心よりお礼を申し上げます。

ここで、本学の現況につきまして、少しご説明させていただきます。まず、社会福祉学部につきましては、確実に就職できるという点では、極めて、安心できる選択肢の一つとすることができます。大学としては、福祉人材の養成の基本を大切にしながら、より魅力的な教育内容とすべく検討を深めています。

児童を巡っては、極めて深刻な問題が起こっています。これを改善するには、福祉施策だけでは十分ではなく、教育にも踏み込んでいくことが強く求められます。このため、平成26年4月の開設を目指して「発達教育学部・児童教育学科」（児童教育コース）・小学校教諭・幼稚園教諭免許取得、幼児教育コース・幼稚園教諭・保育士を設置すべく準備を進めています。看護学部につきましては、今後とも、質の高い実践能力のある看護専門職者を養成し、地域の医療関係機関の信頼をより高めていきたいと考えております。さらには、認定看護師（リハビリ）の養成にも取り組み、地域における存在感を高めていきたいと考えています。

本学は、小規模大学ですが、それ故に、教員と学生の関係も身近で、親密なものがあります。これを大切にしながら、学生を育て上げ、保護者の皆様に、「関西福祉大学で学んでくれてよかった」と評価していただけるよう、教職員が一丸となって努力をすることを約束いたします。

## 関西福祉大学教育後援会 平成24年度 事業報告

### 第1 全般

本会会則第2条に規定する、「大学と家庭との連絡の緊密化を図る」、「本学の教育振興に寄与する」という本会の目的を踏まえ、平成24年度総会において承認された年度事業計画に基づき、主催行事としては教育懇談会を実施し、また、教育振興に係る事業としては、主として、教育設備・備品の整備・充実、学生福利厚生事業、図書館資料の購入、就職指導・支援、課外活動、海外研修などへの助成を実施した。

### 第2 事業区分ごとの実施状況等

1 会議	
(1)総会	4月5日(木)
(2)委員会	第1回 4月5日(木) 第2回 平成25年 3月9日(土) 第1回 平成25年 3月9日(土)

2 会報の発行	
第45号(7月)、第46号(10月)、第47号(12月)を発行(事業計画の発行予定月+2週間~1ヶ月後の発行)	

3 教育懇談会(各学部ごと実施)	
(1)開催時期	10月27日(土)
(2)会員の参加状況	
ア 社会福祉学部	21世帯(29名)／学生数623名
イ 看護学部	14世帯(18名)／学生数377名
(3)主な実施内容	学部の概要説明、進路・就職の状況、(卒業生による)後輩へのメッセージ(各学部4名)

4 教育振興事業 等	
(1)図書館資料購入支援	大学の教育・研究の充実に図るため、以下の図書館資料購入のための支援を実施した。 ア 授業の参考となる図書 イ 国家試験対策・就職対策関連図書 ウ 学術一般雑誌 エ 上記に係る学生リクエスト図書

(2)教育設備・学生貸出備品購入支援	正課内・外の教育環境の整備・充実、また、課外活動をはじめとする各種活動の充実、活性化のための各種支援を実施した。 ア 図書館の学生貸出用PCの購入、学生貸出備品(ビデオカメラ)の購入 イ 情報処理室へのPC指導専門要員の配置(毎日午後常駐) ウ 国家試験対策参考書購入のための助成 エ 学生用コピー用紙・トナー等の消耗品の調達(図書館、演習資料室、情報処理室)
--------------------	--

(3)演習・コミュニティアワー助成支援	学生と担当教員との交流を通して、アカデミック・アドバイザー制度における教育・指導効果の向上を図るため、懇談・懇親費用の助成を行った。
---------------------	--

(4)就職指導助成	学生の就職活動、大学が実施する就職指導・支援をバックアップするため、以下の各種支援施策への助成を行った。 ア 就職支援セミナー、就職ガイダンス、論文講座、マナー講座 イ 学内企業説明会、実習病院就職相談会、卒業生との相談会 ウ 教員採用試験対策講座、幼保採用試験直前対策講座、企業就職採用試験対策講座
-----------	---

(5)学外指導費等助成	学生の技量向上に資するため、学外指導者を委嘱している以下の団体に対して、各指導者への年間指導費、試合などの際の学外指導費等の助成を行った。 ア 剣道部、硬式野球部、茶道部、華道部、合気道同好会、弓道同好会、吹奏楽部、男子バレーボール部
-------------	--

(6)学生福利厚生等支援	学生の学習意欲・能率の向上、施設管理、学内環境の整備・充実、実習に係る負担軽減などに資するため、以下の助成を行った。 ア 実習交通費補助(社会福祉士・看護師ほか) イ 施設管理(学生食堂管理委託、体育館・厚生棟の夜間・休日施設業務)費用の助成 ウ 学内環境整備(中庭等花苗整備、講義棟南側の藤棚設置、講義棟周辺・中庭植栽) エ その他(平成24年度からの新たな取り組みへの助成ほか) オ 4年次生「朝活」プロジェクト(国家試験受験の支援)
--------------	--

夜間に偏りがちな学習時間、生活スタイルを改善するため、学生食堂で朝食を提供できる環境を整え、朝食に続いての効果的な学習への取り組みを促す支援(12月から社福・看護国家試験終了まで実施)

②新入生ウェルカム企画	入学式直後に、学生が最も不安に感じる最初の1週間の大学生活について、上級年次生が説明、また、新入生同士が顔見知りをつくり、増やし、学生生活を少しでも安心してスタートできるように支援を実施
-------------	---

(7)課外活動助成	課外活動の充実・活性化、各団体の顧問・指導者と学生及び学生同士の親睦を図ることを目的として、以下の助成を行った。 ア 全国大会参加(剣道部)の激励のための懸垂幕の作成及び激励金の贈呈
-----------	--

イ 課外活動に必要な備品・消耗品の補充	課外活動指導助成(部員数に応じた懇談・懇親費用の助成)
エ 東日本大震災被災地におけるボランティア活動費助成	

(8)研修費助成	国際交流・研修事業推進に資するため、「教育後援会研修等助成に関する規程」に基づき、スウェーデン福祉視察研修旅行に係る費用の助成を行った。(15万円/1名×12名)
----------	---

(9)緊急奨学金の給付	1名(2年次生)の申請があり、審査の結果、本会奨学生に決定し、20万円を給付した。
-------------	---

(10)卒業記念事業助成	学生組織である卒業準備委員会を支援するため、以下の助成を行った。 ア 卒業アルバム(学部別)開催費用 イ 卒業記念パーティー(学部別)開催費用
--------------	---

5 20周年(平成28年度)事業に向けての積立	100万円の積立を実施(平成19年度~6年目)
-------------------------	-------------------------

6 その他	(1)弔慰金 2件、火事お見舞い(教職員親睦会との合同) 2件 (2)学研災付帯学生生活総合保険の加入案内
-------	--

## 平成24年度 関西福祉大学教育後援会決算書

自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日

収入の部	項目	予算	決算	差異	摘要(単位:円)
	会費収入	32,380,000	32,270,000	110,000	入会金(10,000円×221) 年会費(30,000円×1,002)
	前年度繰越金	10,898,515	10,898,515	0	
	雑収入	0	0	0	
	利息	0	4,363	△4,363	
	計	43,278,515	43,172,878	105,637	

支出の部	項目	予算	決算	差異	摘要(単位:円)	
	1. 会議費	400,000	159,560	240,440	委員会等会議費	
	2. 交通費	200,000	59,000	141,000	委員会・教育懇談会出席に伴う交通費等	
	3. 印刷費	300,000	95,523	204,477	教育懇談会等案内状印刷ほか	
	4. 通信費	700,000	459,645	240,355	会報および委員会等案内状発送	
	5. 会報作成費	900,000	708,303	191,697	会報作成 図書購入 4,500,000	
	6. 教育振興費	33,000,000	27,070,783	5,929,217	教育設備・学生貸出備品購入(PC環境への助成ほか)	4,476,101
演習・コミュニティアワー助成					1,475,239	
就職指導助成(模擬テスト一般教養講座ほか)					1,899,009	
学外指導助成(学外指導者への謝礼ほか)					2,456,302	
学生福利厚生(施設整備他)					9,477,055	
課外活動助成(各部への助成)					787,077	
	研修助成(学生及び教職員の海外研修)	1,800,000				
	緊急奨学金(給付)	200,000				
	7. 卒業記念費	6,000,000	4,759,305	1,240,695	卒業アルバム・記念事業補助	
	8. 雑費	300,000	268,479	31,521	慶弔金・火事お見舞い・文房具等購入	
	9. 二十周年積立金	1,000,000	1,000,000	0	別表	
	10. 予備費	478,515	0	478,515		
	次年度繰越金	0	8,592,280	△8,592,280		
	計	43,652,759	43,172,878	105,637		

※収入計43,172,878円 支出計34,580,598円 収支差額8,592,280円(平成25年度へ繰越)

## 関西福祉大学教育後援会 周年行事積立金

20周年記念行事積立金特別会計			
10周年記念事業残金繰越金		122,282	
中国銀行	積立年度	H19年	1,000,000
		H20年	1,000,000
		H21年	1,000,000
		H22年	1,000,000
		H23年	1,000,000
		H24年	1,000,000
定期利息		13,551	
計		6,135,833	

## 平成25年度 役員および委員 一覧

役職	氏名	学部
会長	中丁 知子	社会福祉学部(子ども福祉)
副会長	江尻 裕亮	看護学部
副会長	脇村かおり	看護学部
監事	矢野千代美	社会福祉学部(子ども福祉)
監事	吉田 光代	社会福祉学部(社会福祉)
顧問	岡村 孝恵	看護学部
4年次委員	坂口 宏昭	社会福祉学部(社会福祉)
	杉本 隆人	社会福祉学部(社会福祉)
	前田 哲也	社会福祉学部(社会福祉)
3年次委員	谷口 繁美	社会福祉学部(社会福祉)
	丸山 美幸	看護学部
	前島 恵子	社会福祉学部(社会福祉)
2年次委員	代野 聖子	看護学部
	神吉 理恵	看護学部
1年次委員	松岡 仁美	社会福祉学部(社会福祉)
	松姫由美子	看護学部

## 平成25年度教育後援会 事務局

■学生支援課	
課長	末政 圭介
学生支援課職員	豊田 美恵、藤原 恵、山本あおい
■総務課	
総務課会計担当職員	山本 仁、児島 麻以子、南 知里

平成25年度教育後援会総会は、4月5日(金)、入学式典に引き続き赤穂市文化会館(ハーモニーホール)にて開催されました。当日は、平成24年度事業報告、決算報告および監査報告、平成25年度事業計画、予算について審議され、原案どおり承認されました。続いて、平成25年度新役員・委員が選出されました。

新役員・委員の皆様は、次のとおりです。

## 教育後援会総会が 開催されました。



## 関西福祉大学 教育後援会 会則

- （名称） 第1条 本会は、関西福祉大学教育後援会と称し、事務局を関西福祉大学内に置く。
- （目的） 第2条 本会は、大学と家庭との連絡の緊密化を図るとともに、本学の教育振興に寄与することを目的とする。
- （組織） 第3条 本会会員は、本学学生の保護者またはそれに代わる者をもって組織する。
- （事業） 第4条 本会は次の事業を行う。
  - 大学と家庭との相互連絡
  - 学生の日常生活、学業成績、就職等に関する懇談会の実施
  - 学生の教育、調査、研究、厚生等に関し、必要と認める事業の援助
  - その他必要と認める事業
- （委員・役員等） 第5条 本会に、次に掲げる委員及び役員等を置く。
  - 委員
    - 委員は、各年次から若干名を、保護者の互選により、学長がこれを委嘱し、会務の執行に関する事項を審議する。
    - 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。
    - 役員 会長 1名、副会長 若干名、監事 若干名
    - 役員は、委員の互選によるものとし、任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。
    - 役員は、後任者が決定するまでは、その任にあるものとする。
    - 会長は総会、委員会及び役員会を召集し、議長となる。
    - 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
    - 監事は、事業および会計の監査を行う。
  - 顧問 若干名、役員会の推薦により必要に応じてこれを委嘱し、会務に助言する。
  - 参与 若干名、本学教職員中よりこれを委嘱し、会務に参画する。
  - 会計 本学職員に委嘱する。
  - 書記 本学職員がこれにあたる。
- （総会、委員会、役員会） 第6条 本会は、必要に応じて総会、委員会及び役員会を開催するものとする。
  - 総会及び委員会の議決は、出席会員の多数決による。
  - 役員会は、委員会への提案事項及び必要な事項について協議する。
  - 委員会は、総会への提案事項、その他運営に関する事項についての審議及び補正予算についての決議を行う。
  - 総会は、年1回行う。ただし、緊急に必要がある場合は、委員会をもって総会に代えることができる。
  - 総会は、事業報告、決算報告、事業計画、予算計画、その他運営に関する事項についての決議を行う。
  - 総会の決議事項は、会報により、報告を行う。
  - 本会の運営経費は、会費及び寄付金をもってあてる。
- （会費） 第7条 本会の会費は次のとおりとする。
  - 入会金 10,000円
  - 年会費 30,000円ただし、平成11年度以降の新規会員とする。
- （弔慰金） 第8条 弔慰金に関する必要な事項は別に定める。
- （会計） 第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。
- （改正） 第10条 本会則の改正を要するときは、委員会の決議による。

- 附 則
本会則は、平成9年6月5日より施行する。
本会則は、平成10年3月22日より改正施行する。
本会則は、平成11年4月5日より改正施行する。
本会則は、平成12年3月11日より改正施行する。
本会則は、平成13年3月3日より改正施行する。

### 関西福祉大学 教育後援会事務局及び事務処理に関する規程

- （目 的） 第1条 この規程は、関西福祉大学教育後援会（以下、「本会」という。）の事務局組織について規定するとともに、事務処理の基準を定め、適正な事務処理の実施を図る。
- （事務局組織） 第2条 本会会則第1条に規定する事務局は、関西福祉大学学生支援課(以下、「学生支援課」という。)に置く。また、事務局には次の職員を置く。
  - 事務局長 1名
  - 事務職員 若干名
  - 事務局長は、学生支援課長をもってあてる。
  - 事務職員は、学生支援課職員等をもってあてる。

- 学長及び大学事務局長は、事務局の運営及び事務処理に関して、相談及び助言を行う。（事務局の決裁）
- 第3条 本会の事業実施に係る事務については、事務職員が文書起案の上、学内事務決裁規程に規定する稟議書または何書の様式により、決裁を受けることとする。また、購入等予定価格及び内容により、本会事務局長が決裁することとする。
  - 教育後援会長決裁
    - 購入等予定価格が3 0万円以上の場合
    - 当該決裁に係る内容が本会の運営に重大な影響を及ぼす場合
  - 本会事務局長決裁（学長及び大学事務局長の合議を得るものとする。）上記以外の場合（物品等購入等の際の見積り比較）
- 第4条 購入予定価格が1 0万円を超える場合は、2社以上の見積り比較を行い、購入先の決定を行うこととする。（出張手続 等）
- 第5条 本会業務のために、教職員が出張する場合の出張手続及び旅費の支給基準等については、関西福祉大学旅費規程ほか関係諸規程を準用する。（文書の保存年限）
- 第6条 文書の保存年限は、次のとおりとする。
  - 稟議書 5年
  - 何 書 3年
  - その他の書類 3年

- （改 廃） 第7条 この規程の改廃は、委員会の過半数の決議によって行う。

- 附 則
この規程は、平成13年4月1日から施行する。
この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。

### 関西福祉大学 学生課外活動指導者の指導費等の支払い要領等に関する規程

- （目 的） 第1条 この規程は、関西福祉大学教育後援会（以下、「本会」という。）予算のうち、教育振興費の執行による学生課外活動指導者に対する指導費等の支払要領等について必要な事項を定める。
- （指導費等） 第2条 指導費等は次のとおりとする。
  - 年間指導費（学内における恒常的な指導に係る指導費）
  - 学外指導費（学外において実施される試合等の同行・指導に係る指導費）
  - 上記（2）に係る旅費・宿泊料
- （支給基準） 第3条 支給基準は次表による。
なお、恒常的な練習場所が大学の敷地外、学外施設等である場合の指導は、学内指導として扱う。

- （1）年間指導費 （単位 円）
- | 金 額（年額）     | 支払要件（一月あたりの平均指導回数） |
|-------------|--------------------|
| 6 0,0 0 0   | 5 回未満              |
| 1 5 0,0 0 0 | 5回～11回             |
| 2 0 0,0 0 0 | 12回以上              |

- （2）学外指導費等 （単位 円）
- | 区 分   | 日 帰                  | 宿 泊      | 備 考   |
|-------|----------------------|----------|---|
| 学外指導費 | 2,000                | 3,000／1日 |   |
| 旅 費   | 実 費<br>(赤穂市内は) 1,000 | 実 費      | 1合理的な旅程<br>経済路線利用に留意のこと<br>2車輦移動の場合<br>なお、ガソリン代は大学基準に準ずる。<br>車輦移動に伴う駐車料金は実費 |
| 宿泊料   |                      | 10,000／泊 |   |

- 指導者が本学の常勤の教職員である場合については、次のとおりとする。
  - 年間指導費 原則として支給しない。但し、教育後援会長が特に必要と認める場合については、表中の金額の1／3の額を基準として支給することができる。
  - 学外指導費等 関西福祉大学出張旅費支給基準を準用する。「学外指導費」は「（出張）日当」と読み替える。

- （手続き） 第4条 支給に係る手続き等は次のとおりとする。

- 年間指導費 学生支援センター学生支援課（以後、「学生支援課」という。）が四半期に1回、各課外活動団体から指導受け回数の報告を受ける。3月中旬を目途に、学生支援課において指導実績を集約・確認し、教育後援会長の決裁を受けて支給する。
  - 学外指導費等 指導者か、「学生課外活動指導者出張計画書」を学生支援課に提出する。当該出張後、できるだけ速やかに「学生課外活動学外指導出張報告・旅費精算書」を提出する。支給はその都度行うこととする。
- （改 廃） 第5条 この規程の改廃は、委員会の過半数の決議によって行う。

- 附 則
この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成17年 4月 1日から改定施行する。
この規程は、平成18年10月28日から改定施行する。
この規程は、平成20年 4月 1日から改定施行する。

### 関西福祉大学教育後援会 緊急奨学金給付規程

- （主 旨） 第1条 この規程は、関西福祉大学教育後援会会則第2条及び第4条の規定に則り、本学の教育に関する事業を援助し、教育振興に寄与することを主旨とする。

- （目 的） 第2条 この規程は、所定の修学期間で卒業する能力と勉学の意欲を持ちながら、家計の急変や災害などにより学資の支弁に支障を来し、困難な状況に立ち至った学生に対し、緊急に奨学金を給付し、修学継続を支援することを目的とする。

- （定 義） 第3条 関西福祉大学教育後援会緊急奨学金給付規程を教育後援会緊急奨学金給付規程(以下「教育後援会奨学金給付規程」という。)と称する。この規程により給付する奨学金を教育後援会緊急奨学金（以下「教育後援会奨学金」という。）と称し、奨学金を受ける者を教育後援会緊急奨学生（以下「教育後援会奨学生」という。）と称する。
- （資 格） 第4条 教育後援会奨学金の給付を受けることができる者は、本人の学資を主として負担している者が死亡、病臥、失業、倒産し、又は本人あるいは本人の学資を主として負担している者が地震、風水害などの災害を被りもしくは不慮の事故に遭遇するなどにより、修学の継続が著しく困難となり、緊急の援助が必要であると認められる者とする。

- （募集及び採用） 第5条 1 教育後援会奨学生は、学生委員会及び教育後援会委員会の議を経て、教育後援会会長が採用を決定する。
2 教育後援会奨学生の募集及び採用は、当該年度の前期及び後期に分けて行い、採用は当該学期に限る。
3 教育後援会奨学生の採用回数は、本学在学中延 4回を限度とする。

- （給付額） 第6条 教育後援会奨学金の給付額は、20万円を上限とする。（未納学費、後援会費への補填）
第7条 教育後援会奨学生の学費及び後援会費が未納の場合は、教育後援会奨学金を未納の学費及び後援会費に充当し、残額を給付する。（やむを得ない事情、不測の事態）
第8条 第4条に例示した事態に準ずるやむを得ない事情があると認められる場合、又は不測の事態が生じた場合には、教育後援会会長は本規程に特別な措置を設け、第4条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、教育後援会奨学生の資格並びに募集及び採用、教育後援会奨学金の給付額等について、弾力的に運用することができる。

- （出 願） 第9条 教育後援会奨学金の給付を希望する者は、所定の教育後援会奨学生願書に必要書類を添えて、学生支援課まで提出しなければならない。（併用給付の不可）
第10条 関西福祉大学授業料減免規程に規定する減免との同一採用期間における併用は認めない。（資格の喪失）
第11条 教育後援会奨学生が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - 休学、退学又は除籍となったとき
  - 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき
  - 第9条の規定により提出した書類に虚偽の記載があったとき
  - その他、教育後援会奨学生としてふさわしくないと認められる事由が生じたとき（奨学金の返還）
第12条 第11条の規定により教育後援会奨学生が資格を喪失したとき、当該奨学生は当該学期に給付された教育後援会奨学金の全額を当該学期内に返還しなければならない。（事務の所掌）
第13条 この規程に関する事務は、学生支援課が所掌する。ただし、給付に関する事項は、財務課が所掌する。

- （施行細則） 第14条 この規程に定めるもののほか、教育後援会奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。（規程の改廃）
第15条 この規程の改廃は、学生委員会及び教育後援会委員会の議を経て、教育後援会長が行う。

- 附 則
  - この規程は、平成17年4月1日から施行する。本規程の施行に伴い、「関西福祉大学教育後援会「卒業予定者対象貸付制度」（貸付金規程）」（旧規程）は廃止する。
  - 附則1の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに旧貸付金規程により貸付を受けた者は、引き続き旧規程の適用を受けるものとする。
  - この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。

### 関西福祉大学 教育後援会研修等助成に関する規程

- （目 的） 第1条 この規程は、本学学生及び教職員が参加する研修等に対し、その費用の一部を関西福祉大学教育後援会（以下、「本会」という。）の教育振興費より助成することで、自主積極的な研修参加を促し、修学意欲や職務遂行意欲の向上を図る。（助成対象となる研修等の内容及び種類）

- 第2条 本学学生が広い視野と豊かな人間性を育み、社会人、社会福祉専門職としての資質を涵養し、また教職員が、職務の遂行に必要な知識、技能の修得、向上を図るための研修等を助成対象とし、下記区分によるものとする。

- （1）海外研修
（2）国内研修
（助成額の基準） 第3条 各研修等の助成額の基準は、次のとおりとする。

区 分	研修等の種類	助成額の基準
学 生 教職員	海外研修	所要経費の5 0%の額を基準として助成する。但し、原則として金額の上限を1件につき15万円とする。
	国内研修	

- 2 教職員について、大学その他の機関等から必要経費・手当等が支給される場合を除く。
3 研修等の内容及び所要経費の額等により、前項に定める金額の上限を超えて助成することができることとする。

- （申請手続） 第4条 助成を希望する者は、関西福祉大学教育後援会研修等助成交付申請書（以下、「申請書」という。）（様式第1号）により、学生については学生委員長、学長を経て、教職員については所属長を経て、それぞれ教育後援会長に申請するものとする。

- （審 査） 第5条 助成対象者、助成金額を検討、決定するために審査を行う。
2 審査は、次の人員をもって行う。
（1）学 生 学生委員長、大学事務局長、本会事務局長
（2）教職員 学部長または教育委員長、大学事務局長、本会事務局長（審査内容及び要領）
第6条 審査は主として次に掲げる内容及び要領等により行う。
（1）アカデミック・アドバイザー（教職員にあつては所属長）の選考内申（書面による。）
（2）申請書
（3）その他必要と思われる項目

- （助成対象者の決定及び通知） 第7条 教育後援会長は、助成金額が決定した後、結果を決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。（報 告）
第8条 本助成金の交付を受けた者は、助成を受けた研修等終了後、2週間以内に研修成果報告書を提出するものとする。また、必要に応じて、研修成果についての報告会を実施することとする。

- （改 廃） 第9条 この規程の改廃は、本会委員会の過半数の決議によって行う。

- 附 則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。